

吳市教育委員会議題
(令和5年4月21日定例会)

吳市教育委員会

令和5年4月21日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第9号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 4 教議第20号 呉市教科用図書採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 5 教議第21号 呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 教議第22号 呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 7 報告第10号 学校における働き方改革取組方針について

1 概要

令和4年度

発生した学校	臨時休業を実施した学校	陽性となった学校関係者
小 2,163 校	小 358 校	児童 4,474 名
中 1,225 校	中 159 校	生徒 2,192 名
高 95 校	高 19 校	教職員 438 名
延べ 3,483 校	延べ 536 校	計 7,104 名

令和5年度（4月1日～4月13日）

発生した学校	臨時休業を実施した学校	陽性となった学校関係者
小 6 校	小 0 校	児童 7 名
中 2 校	中 0 校	生徒 2 名
高 1 校	高 0 校	教職員 1 名
延べ 9 校	延べ 0 校	計 10 名

2 学校の対応について

- (1) 令和5年4月1日（土）以降、マスクの着用の考え方の見直し等に伴い改訂された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省 2023.4.1 Ver. 9）」に基づき対応
 - ア 「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」などの基本的な感染対策を継続
 - イ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの徹底
 - ウ 登校時の健康状態の把握

- (2) マスク着用の考え方の見直しについて（令和5年3月22日付け通知「新学期以降の学校におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」）
 - ア 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
 - イ マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
 - ウ 学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。
 - エ 児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。

教議第20号

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 呉市教科用図書の採択に関する規程（昭和60年呉市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

受訓先として次のように加える。

呉市立義務教育学校

第2条 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 前条の趣旨に沿った採択を行うため、呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）<u>及び呉市教科用図書調査・研究委員会（以下「調査・研究委員会」という。）</u>を置く。</p> <p>（<u>小・中学校の採択の方針及び手順</u>）</p> <p>第3条 採択に当たっては、無償措置法第13条第1項の規定によるほか、学習指導要領に基づき呉市の実状に即するよう考慮するとともに次の手順によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長は、選定委員会に、教科用図書の選定<u>についての審議を依頼する。</u></p> <p>(3) 選定委員会は、<u>調査・研究委員会に、教科用図書の調査・研究を依頼し、報告を受けた後、当該報告について審議し、その結果を教育長に報告する。</u></p> <p>(4) 教育長は、選定委員会の報告を受けた後、教育委員会の会議に付議するため、当該会議を招集する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 前条の趣旨に沿った採択を行うため、呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</p> <p>（<u>小中学校及び義務教育学校の採択の方針及び手順</u>）</p> <p>第3条 採択に当たっては、無償措置法第13条第1項の規定によるほか、学習指導要領に基づき呉市の実状に即するよう考慮するとともに次の手順によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長は、選定委員会に、教科用図書の選定の基となる資料（以下「総合所見」という。）の作成を指示する。</p> <p>(3) 選定委員会は、<u>呉市教科用図書調査・研究委員（以下「調査・研究委員」という。）に、教科用図書の調査・研究を指示し、当該調査・研究委員から報告を受けた後、総合所見を作成し、教育長に提出する。</u></p> <p>(4) 教育長は、選定委員会の総合所見の提出を受けた後、教育委員会の会議に付議するため、当該会議を招集す</p>

(5) 略

(選定委員会の所掌事務)

第4条 選定委員会は、前条に規定する採択の方針に基づき、調査・研究委員会に教科用図書の調査・研究をするに当たっての観点を示す。

2 選定委員会は、調査・研究委員会の報告を基に、幅広い視野からの意見を取り入れ、すべての教科用図書について審議し、その結果について当該理由を付した上、教育長に報告する。

(選定委員会の委員)

第5条 略

2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 略

(2) 若干名の保護者代表及び学識経験者

(3) 呉市立小学校教育研究会又は呉市立中学校教育研究会に属する教科部会及び道徳部会を代表する校長

(4) 前号に規定するほか、呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長

3 選定委員の任期は、委嘱の日の属する年度の8月31日までとする。

4 略

(選定委員会の会議)

第7条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集し、選定委員会の委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、選定委員の半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 略

る。

(5) 略

(選定委員会の所掌事務)

第4条 選定委員会は、前条に規定する採択の方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書の調査・研究をするに当たっての観点を示す。

2 選定委員会は、調査・研究委員からの報告を基に、幅広い視野からの意見を取り入れ、全ての教科等において総合所見を作成し、教育長に提出する。

(選定委員会の委員)

第5条 略

2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育長が指名する。

(1) 略

(2) 呉市立小学校教育研究会又は呉市立中学校教育研究会に属する各教科の部会を代表する校長

(3) 呉市立小学校教育研究会又は呉市立中学校教育研究会に属する道徳部会を代表する校長

(4) 呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長

3 略

(選定委員会の会議)

第7条 選定委員会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、教育長が招集し、選定委員会の委員長がその議長となる。

2 会議は、選定委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 略

(意見の聴取)

第8条 選定委員会は、教科用図書に関

<p>(調査・研究委員会の所掌事務)</p>	<p>し、<u>呉市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び学識経験者に会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。</u></p> <p>(調査・研究委員の所掌事務)</p>
<p>第8条 <u>調査・研究委員会</u>は、<u>選定委員会</u>から示された観点に基づき、<u>すべての教科用図書</u>について専門的な視野から調査・研究を行い、<u>選定委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>(調査・研究委員会の委員)</p>	<p>第9条 <u>調査・研究委員</u>は、<u>第4条第1項の規定により選定委員会</u>が示した観点に基づき、<u>全ての教科用図書</u>について専門的な視野から調査・研究を行い、<u>選定委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>(調査・研究委員)</p>
<p>第9条 <u>調査・研究委員会</u>は、<u>教科用図書の発行種目ごとに7名以内の委員</u>をもって組織する。</p>	<p>第10条 <u>調査・研究委員</u>は、<u>校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び講師のうちから、教育長が別に定める教科用図書の発行種目（以下「発行種目」という。）ごとに教育長が指名する。ただし、選定委員及び採択に直接の利害を有する者は、調査・研究委員となることができない。</u></p>
<p>2 <u>調査・研究委員会の委員（以下「調査・研究委員」という。）</u>は、<u>校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の中から、教育委員会が委嘱する。ただし、選定委員と重複することはできない。</u></p>	<p>2 <u>調査・研究委員</u>は、<u>発行種目ごとに7名以内とする。</u></p>
<p>3 <u>調査・研究委員</u>は、<u>教育長が別に定める教科用図書の発行種目に応じた部会（以下「部会」という。）に所属し、部会ごとに代表者を定める。</u></p>	<p>3 <u>調査・研究委員</u>は、<u>発行種目ごとに、発行種目に応じた部会（以下「部会」という。）を組織し、部会ごとに代表者を定める。</u></p>
<p>4 <u>調査・研究委員の任期</u>は、<u>委嘱の日の属する年度の8月31日までとする。</u></p>	
<p>5 <u>採択に直接の利害を有する者は、調査・研究委員となることができない。</u></p> <p>(情報の公開)</p>	
<p>第10条 略</p>	<p>(情報の公表)</p> <p>第11条 略</p>
<p>2 <u>次の各号に掲げる事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号のほか開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報</u></p>	<p>2 <u>次に掲げる事項について、採択後、遅滞なく公表するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報</u></p>
<p>第11条～第14条 略</p>	<p>第12条～第15条 略</p>

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。

(提案理由)

教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するための規定の整備を行うため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するための規定の整備を行うため、令和5年度から変更するものです。

2 改正の内容

- (1) 教科用図書の採択に係る手続において、これまで選定委員及び調査・研究委員を委嘱としておりましたが、委員としての身分を定めるものではなく、職務命令として指名し、業務に当たらせることとして整理します。
- (2) これまで調査・研究委員会を組織することとしておりましたが、より実態に合うようにするため、調査・研究委員の部会を中心に、業務を行うよう改めます。
- (3) 保護者代表及び学識経験者を選定委員として位置付けておりましたが、今後はオブザーバーとして位置付け、意見をもらうようにします。これをもって幅広い視野からの意見を取り入れることができると考えます。

3 施行期日

令達の日

教議第21号

呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則（昭和32年呉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(学校評議員) 第35条の2 学校に学校評議員を置く。 2～4 略	(学校評議員) 第35条の2 学校に学校評議員を置く。 <u>ただし、呉市学校運営協議会規則（令和5年呉市教育委員会規則第3号）の規定に基づき学校運営協議会を設置した学校については、学校評議員を置かないことができる。</u> 2～4 略

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

学校運営協議会の設置に係り、所要の規定を整備するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施
に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

学校運営協議会の設置に係り、所要の規定を整備するため、令和5年度から変更するものです。

2 改正の内容

「第35条の2第1項 学校に学校評議員を置く。」とし、全ての学校に学校評議員を置くものとしていたものを、ただし書を加え、学校運営協議会を設置した学校には、学校評議員を置かないことができるものとして整理します。

3 施行期日

公布の日

教議第22号

呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則

呉市立呉高等学校管理規則（昭和35年呉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第10条 略	第10条 略
2 委員会が必要と認めるときは、課長補佐を置くことができる。	2 委員会が必要と認めるときは、 <u>高等学校に、主幹、課長補佐、主査及び専門員</u> を置くことができる。
3 略	3 略
4 課長補佐は、上司の命を受け、その所管の事務を処理する。	4 <u>主幹、課長補佐、主査及び専門員</u> は、上司の命を受け、その所管の事務を処理する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

呉市立呉高等学校に配置する事務職員について、主幹、主査及び専門員を加えるため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市立呉高等学校に配置する事務職員について、主幹、主査及び専門員を加えるため、この規則案を提出するものです。

2 改正の内容

呉市立呉高等学校に配置する事務職員についての規定に、主幹、主査及び専門員を加え、それに関係する字句を加えます。

3 施行期日

公布の日

報告第10号

学校における働き方改革取組方針

(令和5年度～令和7年度)

令和5年4月改定

呉市教育委員会

はじめに

社会全体で働き方改革が進められており、学校においても子供たちの未来のため、学校が質の高い教育を提供し続けられるよう、「学校における働き方改革」を推進することが、喫緊の課題となっています。一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大をはじめ、予測不能で急激な社会の変化に伴い、学校が抱える課題はより複雑化し、解決困難なものが増加しています。

呉市教育委員会においては、これまで、平成30年11月に「学校における働き方改革取組方針」を策定、令和2年5月にこれを改定し、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、教職員一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって働くことができる環境づくりを目指して、教職員の負担軽減や業務改善を図る取組を実施してまいりました。

その結果、教職員のモチベーションの向上や子どもと向き合う時間の確保において、一定の成果が見られたものの、取組はいまだ道半ばであると感じています。

そうした中、呉市教育振興基本計画（令和4年度～令和8年度）の目標である「未来を創る人材を育てる」を実現するために、学校における働き方改革を更に推進すべく、この度、本方針を改定することとしました。

取組に当たっては、これまでと同様に保護者や地域の方々の御理解をいただきながら、本方針を基に、教育委員会や学校等の関係者が協力し、より一層着実に進めてまいります。

呉市教育委員会教育長 寺本 有伸

< 目 次 >

1	改定の趣旨	p 1
2	呉市の学校における働き方改革の現状	p 2
	(1) 令和2年度から令和4年度までの目標・成果指標の達成状況	
	(2) 現状分析と課題	
3	目指す姿・呉市教育委員会及び呉市立学校の役割	p 9
	(1) 目指す姿	
	(2) 呉市教育委員会及び呉市立学校の役割	
4	期間・目標	p 10
	(1) 期間	
	(2) 目標・成果指標	
5	取組の柱・重点的に取り組む項目	p 11
	(1) 学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
	(2) 部活動指導に係る教職員の負担軽減	
	(3) 学校における組織マネジメントの確立	
	(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成	
6	フォローアップ	p 16

1 改定の趣旨

平成30年11月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を策定し、「児童生徒と向き合う時間^{※1}の確保」及び「長時間勤務の縮減」に向けた取組を進めてきた。

令和2年3月には、国の法改正や指針の策定を受け、広島県において「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部が改正されたことに伴い、「呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」において、教職員^{※2}の時間外在校等時間の上限を、原則として「年360時間以内、月45時間以内」と定めた。

このことに伴い、本方針を改定し、「児童生徒と向き合う時間の確保」及び「長時間勤務の縮減」を目標として掲げ、その達成に向け、令和4年度までを取組期間として、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、目標・成果指標である「児童生徒と向き合う時間の確保」、「長時間勤務の縮減」とともに、一定の改善は見られるものの、本市の学校における働き方改革や業務改善に向けた取組は、いまだ道半ばの状況にある。

こうしたことから、今後より一層、学校における働き方改革や業務改善に向けた取組を推進し、本市が「目指す姿」を早期に実現していくためにも、本方針をより実効性のあるものに改定する。

※1 「児童生徒と向き合う時間」

授業、授業準備、教材研究、週案・指導略案作成、部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導等）

※2 「教職員」

給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員）

2 呉市の学校における働き方改革の現状

1 令和2年度から令和4年度までの目標・成果指標の達成状況

《目標・成果指標》

(1) 児童生徒と向き合う時間の確保

「学びの変革」の円滑な実施，新学習指導要領の実施や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し，教職員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

[成果指標]

児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員（管理職を除く。）の割合を，令和4年度末には80%以上とする。

(2) 長時間勤務の縮減

教職員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し，一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

[成果指標]

時間外在校等時間（在校等時間^{※3}から正規の勤務時間を除いた時間）を，原則年360時間以内及び月45時間以内とする。^{※4}

《達成状況》

(1) 児童生徒と向き合う時間の確保

令和4年度 84.5%（令和元年度 65.9%）

※3 「在校等時間」

次のア及びイに掲げる時間からウ及びエに掲げる時間を除いた時間

ア 校内に在校している時間

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（教育職員の自己申告に基づく）

エ 休憩時間（休憩時間を確保した上で，正規の勤務時間外に実際に休憩した時間があれば，その時間を含む。）

※4 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い，一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には，次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

ア 1年について720時間以下

イ 1か月について100時間未満

ウ 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下

エ 連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下

(2) 長時間勤務の縮減

〈教職員全体の状況〉

- ・ 一月当たりの時間外在校等時間（年平均）
令和4年度 38時間17分（令和2年度^{※5} 35時間27分）
 - ・ 年間の時間外在校等時間の平均
令和4年度 459時間29分（令和2年度^{※5} 425時間30分）
 - ・ 月45時間超教職員の割合
令和4年度 32.7%（令和元年度 45.7%）
- 〔参考〕月80時間超教職員の割合
令和4年度 3.4%（令和元年度 3.7%）

2 現状分析と課題

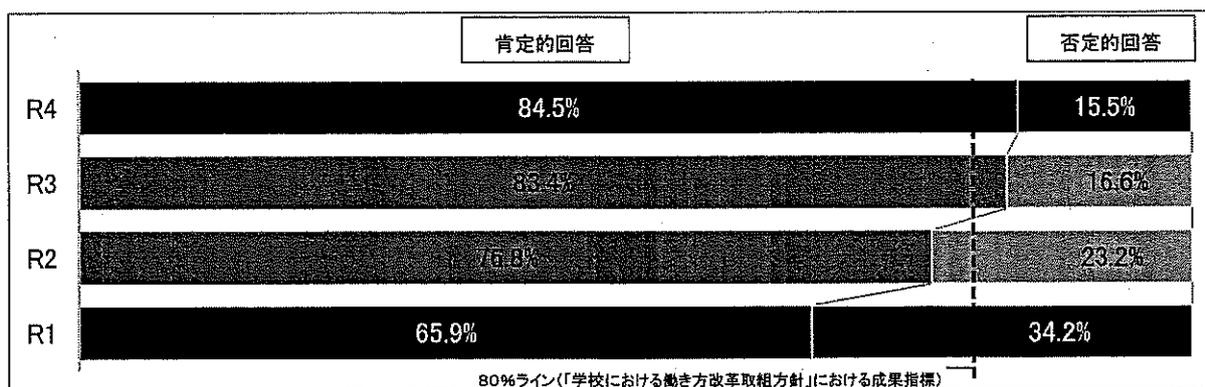
(1) 学校における働き方改革の現状

ア 児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員の割合

※各数値は「学校の業務改善に係るアンケート集計結果（呉市教育委員会）」による^{※6}

表1 児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
R4	86.7%	81.8%	84.5%
R3	85.0%	82.3%	83.4%
R2	77.1%	76.3%	76.8%
R1	65.2%	65.5%	65.9%
R4とR1との差	+21.5 割	+16.3 割	+18.6 割

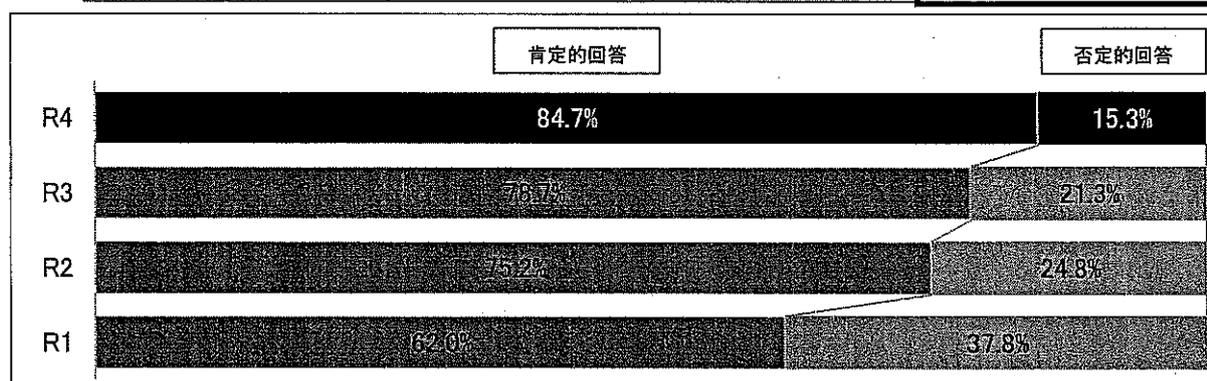


※5 「在校等時間管理システム」導入が令和2年度であるため、令和2年度の数値を掲載している。

※6 「学校の業務改善に係るアンケート集計結果（呉市教育委員会）」の数値について
 ア 集計結果の数値は、小数点以下第2位で四捨五入している。そのため、各回答の合計が100%に一致しないことがある。
 イ 時間の小数表示は小数第2位を四捨五入しているため、時間表示にしたときにずれが生じることがある。

表2 表1のうち児童生徒と直接関わる時間（部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導等））が確保されていると感じる教職員の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
R4	87.3%	82.4%	84.7%
R3	80.0%	77.6%	78.7%
R2	74.8%	75.4%	75.2%
R1	62.5%	59.9%	62.0%
R4とR1との差	+24.8 ㊦	+22.5 ㊦	+22.7 ㊦



- 「児童生徒と向き合う時間が確保されている」と肯定的に回答した教職員の割合は、令和3年度は83.4%、令和4年度は84.5%であり、目標値である80%を、2年連続で超えた。また、いずれの校種においても、令和元年度と比較すると、数値は増加している。
- 「児童生徒と向き合う時間」のうち、「児童生徒と直接関わる時間が確保されている」と肯定的に回答した教職員の割合は、令和元年度と比較すると、20 ㊦以上増加している。

イ 1週間当たりの勤務状況及び業務に係るおよその時間について

※各数値は「学校の業務改善に係るアンケート集計結果（呉市教育委員会）」による

表3 教職員の1週間当たりの時間外及び持ち帰り業務の時間数

	小学校	中学校	小・中・高等学校
R4	14.3 時間	17.8 時間	15.9 時間
R3	14.0 時間	14.3 時間	14.1 時間
R2	14.5 時間	15.8 時間	15.4 時間
R1	16.6 時間	17.2 時間	17.0 時間
R4とR1との差	▲ 2.3 時間	+ 0.6 時間	▲ 1.1 時間

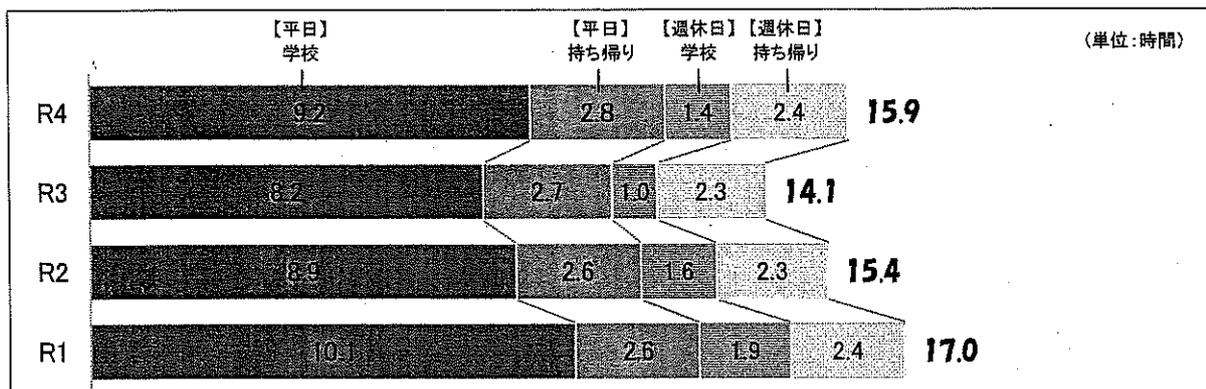
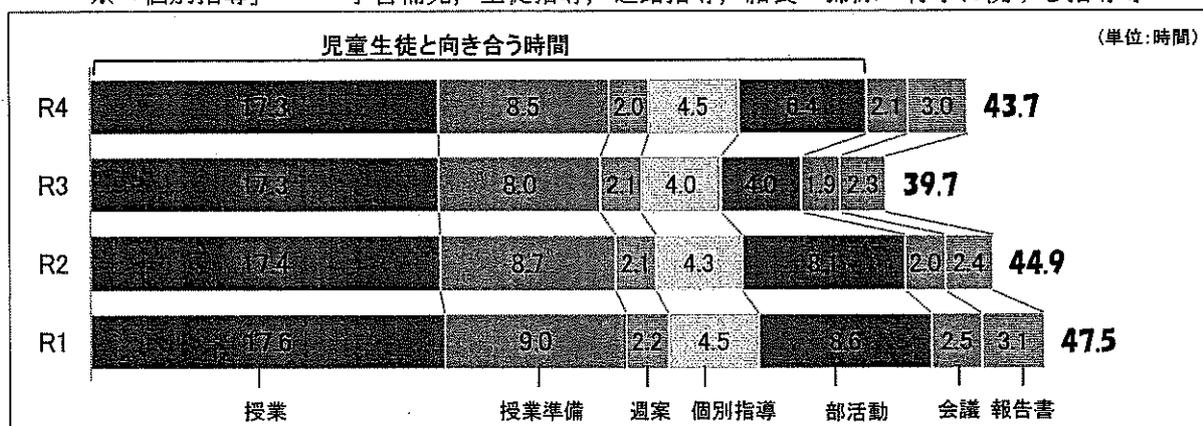


表4 教職員の1週間当たりの「児童生徒と向き合う時間」の状況

	週案*	部活動	授業準備*	個別指導*
R4	2.0時間	6.4時間	8.5時間	4.5時間
R3	2.1時間	4.0時間	8.0時間	4.0時間
R2	2.1時間	8.1時間	8.7時間	4.3時間
R1	2.2時間	8.6時間	9.0時間	4.5時間
R4とR1との差	▲ 0.2時間	▲ 2.2時間	▲ 0.5時間	± 0時間

- ※「週案」 週案・指導略案作成
- ※「授業準備」 授業準備，教材研究
- ※「個別指導」 学習補充，生徒指導，進路指導，給食・掃除・行事に関する指導等



- 「教職員の1週間当たりの時間外及び持ち帰り業務の時間数」は，令和元年度と比較すると，小・中・高等学校全体で1.1時間減少しているが，令和3年度と比較すると1.8時間増加している。週休日に業務を行う時間は，令和3年度と比較すると0.5時間増加している。
- 平日の勤務時間外に業務を行う時間は，令和元年度と比較すると0.7時間減少している。週休日に業務を行う時間は，令和元年度と比較すると0.5時間減少している。

- 1週間当たりの業務に係るおよその時間は、令和3年度と比較すると4時間増加している。「児童生徒と向き合う時間」に当たる時間（授業～部活動）については、令和3年度と比較すると3.2時間増加している。
- 1週間当たりの業務に係るおよその時間は、令和元年度と比較すると3.8時間減少している。「児童生徒と向き合う時間」に当たる時間（授業～部活動）については、令和元年度と比較すると3.3時間減少している。

ウ 時間外在校等時間の状況

※各数値のR1は「教職員の自己申告」、R2以降は「在校等時間管理システム」による
表5 時間外勤務が80時間以上の者の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
R4	1.5%	4.9%	3.4%
R3	1.7%	3.9%	3.0%
R2	1.3%	2.5%	2.2%
R1	1.9%	4.8%	3.7%
R4とR1との差	▲ 0.4 ㊦	+ 0.1 ㊦	▲ 0.3 ㊦

表6 月当たりの時間外勤務が45時間以内の者の割合

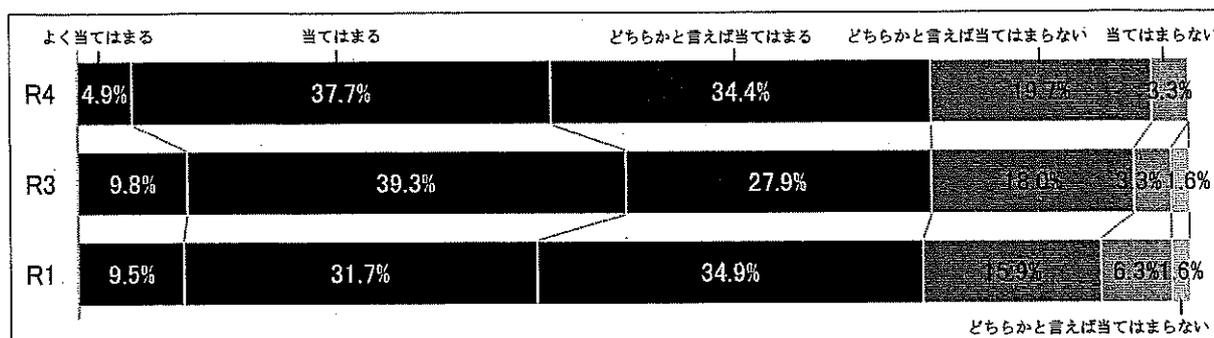
	小学校	中学校	小・中・高等学校
R4	71.7%	62.1%	67.3%
R3	72.1%	69.7%	70.6%
R2	76.0%	72.9%	73.9%
R1	53.6%	55.9%	54.3%
R4とR1との差	+ 18.1 ㊦	+ 6.2 ㊦	+ 13.0 ㊦

- 「時間外勤務が80時間以上の者の割合」は、令和元年度と比較すると、小・中・高等学校全体で0.3㊦減少している。
- 「月当たりの時間外勤務が45時間以内の者の割合」は、令和元年度と比較すると、13.0㊦増加しているものの、目標の数値には達成していない。

エ 管理職の意識について

表7 マネジメントスキルの向上を図っていると感じる管理職の割合

	小学校	中・高等学校	小・中・高等学校
R4	74.3%	77.0%	77.0%
R3	74.3%	77.0%	77.0%
R1	75.0%	77.7%	76.1%
R4とR1との差	- 0.7 割	- 0.7 割	+ 0.9 割



○ 「業務改善アンケート」のうち、管理職を対象とした調査によると、「教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する県が主催する研修会に積極的に参加させ、管理職やミドル層の教職員のマネジメントスキルの向上を図るようにしている。」という項目に対して、肯定的に回答した割合について、小・中・高等学校全体で7割台であり、令和元年度と比較すると、0.9 割増加しているものの、100%には達していない。

(2) 目標・成果指標の現状分析

ア 「児童生徒と向き合う時間の確保（80%）」の達成の要因について

- 学校における働き方改革の本来の目的やその効果などについて、教職員の理解や意識の浸透が図られている。
- 各学校の実態に応じた業務改善の取組が、教職員間の意識統一のもと、着実に推進されている。

イ 時間外在校等時間の状況についての未達成の要因について

- 新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業や、学校行事の中止等により、一時的に時間外在校等時間は縮減されたが、更なる業務の改善、縮減が必要である。
- 限られた時間の中で、効率的・効果的に進める視点が必要となるため、管理職が個々の教職員の勤務状況を踏まえて、業務の優先順位の指示や、業務分担の見直し、業務の進捗管理を行うことが重要であり、管理職によるマネジメントの更なる徹底が必要である。加えて、教職員一人一人のタイムマネジメントスキルを高めることも求められる。
- ICTの活用、教材の共有化といった取組を、更に推進していくことが必要である。

3 目指す姿・呉市教育委員会及び呉市立学校の役割

1 目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「学びの変革」の推進や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、限られた時間の中で、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教職員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

2 呉市教育委員会及び呉市立学校の役割

本方針に掲げる目指す姿の実現に向けて、呉市教育委員会と呉市立学校が一体となって、学校における働き方改革を推進していく。

(1) 呉市教育委員会

本方針の進行管理を行うとともに、学校における働き方改革や業務改善につながる効率的かつ効果的な取組を検討・実施していくことや、学校の総業務量を意識しながら、改善・見直しを進めていくことなどにより業務量の削減を行い、教職員が、限られた時間の中で、児童生徒と向き合う時間を確保し、最大限の教育効果を発揮できるような環境を整えていく。

全ての学校において、教職員の超過勤務の縮減に向けた取組が着実に進むよう、学校の管理職と連携し、教職員の勤務実態や業務の状況等をタイムリーに把握する中で、各学校の実態に応じた支援や取組を積極的に行っていく。

教職員が、タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスを意識した働き方を実践できるような環境を整えていく。

(2) 呉市立学校

【管理職】

校長をはじめとした管理職は、本方針に基づき、優れたリーダーシップや組織マネジメント力を発揮し、教職員のタイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスを実現する働き方改革や業務改善の取組を各学校の実態に応じて着実に推進していく。

所属教職員の勤務実態や業務の状況等を適確に把握し、長時間勤務の縮減に必要な取組を着実に推進していく。

【教職員】

教職員一人一人がそれぞれの役割の中で、組織の一員として、他の教職員も含めて、学校全体のワーク・ライフ・バランスを考えていく。

4 期間・目標

1 期間

令和5年度～令和7年度

2 目標・成果指標

学校全体の働き方改革を進めることとし、教職員の「児童生徒と向き合う時間の確保」及び「長時間勤務の縮減」について、目標・成果指標を設定する。

(1) 児童生徒と向き合う時間の確保

児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員（管理職を除く。）の割合を、80%以上とする。

(2) 長時間勤務の縮減

時間外在校等時間（在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間）を、原則年360時間以内及び月45時間以内とする。

5 取組の柱・重点的に取り組む項目

前記の目標を達成するため、現状を踏まえ、引き続き次の四つの視点を柱として取組を推進する。

- (1) 学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- (2) 部活動指導に係る教職員の負担軽減
- (3) 学校における組織マネジメントの確立
- (4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

(1) 学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

ア 市費による教職員の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、一人当たりの教職員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する。

(例) 教育推進加配講師，小中一貫教育推進加配講師，特別支援学級指導員，学校教育指導補助員，生徒指導員，校内SSR指導員，学校生活適応支援員，学校司書

イ 教育情報ネットワーク環境の整備及びGIGAスクールの運営支援

(ア) クラウド利活用によって情報セキュリティを確保した新たな統合型校務支援システム，グループウェア等を効果的に運用する。【重点】

(イ) タブレット端末の活用支援として，ヘルプデスクの設置やICT支援員によるサポート体制の整備を推進する。

ウ 各種計画，事業，調査・照会等の見直し

(ア) 学校が作成する各種計画や呉市教育委員会が実施する各種事業，調査・照会等を見直し，精選や簡素化を推進する。

(イ) 作品募集やコンクールへの児童生徒等及び教職員の参加，家庭向け配付物の配付依頼について，主催する外部機関等に，学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

エ 研修の見直し等

(ア) 教職員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進めるとともに，研修参加報告書等を簡素化する。

(イ) 研究授業については，各学校が自主的に実施するものであり，ねらいや内

容及び効果的な方法について、検討・整理した上で実施するよう働き掛ける。

なお、効果的な方法の検討を行う際には、公開の有無や頻度（3年に1回行うなど）にも十分配慮するよう働き掛ける。

オ 教材・学習指導案等の共有化

学校において教材・学習指導案等の共有化を進めるとともに、全市的な教材・学習指導案等の共有の仕組みを活用することで、教職員の負担軽減と共に、内容の更なる充実を図る。

カ 支援が必要な子供・家庭への対応

子供を取り巻く様々な課題等に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置や、顧問弁護士の派遣及び専門機関との連携など支援の充実を図る。

キ 学校・教職員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進

(ア) 学校や教職員が本来期待されている業務に専念できるよう、現に学校や教職員が担っている業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方を検討する。

(イ) 必要に応じて、学校管理や運営に係る規則等を見直し、ゆとりのある学校運営を支援する。

(ウ) 各学校において、教職員の働き方改革の取組を積極的かつ円滑に進めていくため、地域や保護者等に対し、学校における働き方改革の趣旨等について積極的に情報発信するとともに、理解や協力を得ていく。

(エ) 学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を進め、学校・家庭・地域の適切な役割分担についても検討する。

ク 教職員定数の改善

学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築を着実に実施するため、教職員定数の改善について、県に要望する。

(2) 部活動指導に係る教職員の負担軽減

ア 「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

呉市教育委員会が策定した方針を踏まえて策定された各学校の活動方針に

基づき、部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

イ 部活動の指導体制の在り方の見直し

- (7) 学校の実態に応じ、顧問を複数人配置して交代での指導を行ったり、一人の教職員が複数の部活動を見守ったりするなど、負担の平準化や軽減に係る取組を進める。
- (4) 専門的な技術指導ができる外部指導者の活用を推進する。
- (7) 中学校における部活動の地域移行に係る国や県の動向等を注視しながら、中学校における部活動の将来的な在り方や指導体制の在り方について検討を進める。【重点】

ウ 効果的な練習方法等の研修への参加

県や市が主催する研修会（短時間でより効果的な練習方法等について）及びトップアスリート派遣事業等に教職員を積極的に参加させる。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

ア 学校における勤務時間管理の徹底

(7) 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、「在校等時間管理システム」により、教職員の在校等時間を把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。

【重点】

- (4) 管理職は、把握した在校等時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を受けさせるなど教職員の健康管理に努める。また、ストレスチェック制度等を活用し、教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減に努める。
- (7) 管理職は、把握した状況を踏まえ、一部の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しなどを行うことにより、業務の平準化・効率化を推進する。
- (5) 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻を設定し、その徹底を図る。
- (7) 1週間のうち平日1日は、部活動休養日と合わせた教職員の定時退校日を設定し、その徹底を図ることで教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

イ 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

(7) 学校経営計画に本方針に掲げる目標を意識した業務改善や教職員の働き

方に関する項目を設定し、管理職はその目標の達成に向けて学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

- (イ) 管理職のリーダーシップの下、校内の推進体制を整備した上で、PDCAサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を教職員全員で進める。
- (ウ) 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、各教職員が業務の適正化に取り組んだことを積極的に評価するなど、人事評価制度の活用を推進する。
- (エ) 管理職がリーダーシップを発揮し、校内で開催する会議等について、精選や開催回数の縮減に努めるとともに、書面開催や会議資料の事前提供等により、会議時間を最小限にするなど、教職員の業務の適正化に向けた運用を徹底する。

また、学校行事、各種業務等の優先順位を決め、精選・省力化を図るなど、組織全体が効率的かつ効果的に機能するよう取り組む。

ウ マネジメント研修への参加

県が主催する教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する研修会に教職員を積極的に参加させ、管理職やミドル層の教職員のマネジメントスキルの向上を図る。

エ 教頭、事務長等への専決事項の拡大

校内の決裁区分や教頭、事務長等の専決事項の見直し、起案業務の簡略化など、学校における意思決定の迅速化や、事務の効率化に向けた取組を推進する。

オ 学校一斉閉庁期間の設定

- (ア) 学校一斉閉庁日を、8月のいわゆるお盆前後の期間及び12月28日・1月4日に設定する。
- (イ) 一斉閉庁の在り方について、学校における働き方改革を推進する観点から、学校の実態等も踏まえながら検討する。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

ア 働き方・時間管理の意識改革

- (ア) 教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて、長時間勤務の縮減に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

また、呉市立学校全校で働き方改革に集中的に取り組む期間を設定するな

ど、教職員一人一人のメリハリある働き方やワーク・ライフ・バランスの実現を図るための取組の実施について検討する。

- (イ) 管理職は、教職員との日常的なコミュニケーションや自己申告に基づいた面談等の機会を通して、働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、教職員の働き方に対する意識を醸成する。【重点】

イ 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

各学校において、働き方改革に対する理解を促し、意識を高めていく研修や取組が推進されるよう、県や市が主催する研修や校内研修への参加を促進する。

また、各学校が取り組む働き方改革に関する研修や取組の充実が図られるよう、校内研修や教職員間でのディスカッション等にも活用できるコンテンツ等を情報提供するなど、呉市教育委員会として支援する。

6 フォローアップ

学校における働き方改革や業務改善の取組を着実に実行し、本市が目指す姿を早期に実現するため、教職員の勤務実態の把握や取組の効果検証などを定期的に行い、取組等の改善・充実につなげる。また、学校の実情や国・県の動向等も踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを検討する。